るために、末尾が３つの０で終わるMMSIを割り当てられなければならないが、MMSIの最初の６桁にしか対応できないこと。

e)　AIS及び関連システムはMMSI又はその他の海上識別が必要になること。

f)　デジタル選択呼出しが行える非SOLAS船舶で使用される無線機は、海上識別が必要になること。

g)　船舶局のMMSIの最初の３桁は、MIDを形成し、船舶の主管庁を示していること。

以下を考慮し、

a)　デジタル選択呼出しによる遭難警報は、時宜にかなった応答を確保するために、捜索救助機関が認識できる有効な識別を必要とすること。

b)　AISと関連システムは、安全な航行並びに捜索及び救助活動に関してその他の船舶及び当局によって認識可能な有効な識別が必要になること。

c)　ITU-R勧告M.585は、MMSIやその他の海上識別のように、周波数割当て及び海上識別の使用に関する指針を含んでいること。

以下を認め、

a)　インマルサットB、C又はM型の標準に従って運用する現行の船舶地球局を設置している国内船舶でさえも、本来は全世界的な通信を行う船舶のためのものである番号の中からMMSI番号の番号割当てを必要とすることがあり、番号資源を更に減少させることになること。

b)　公衆電気通信網への接続を提供し、GMDSSに参加するであろう将来の世代の移動衛星システムは、MMSIのいかなる部分も含む必要がない自由形式の番号方式を採用する予定であること。

c)　AIS及び関連システムの将来的な成長は、MMSI及びその他の海上識別の更なる番号資源を必要とするであろうこと。

以下に更に留意し、

a)　ITU-RがMMSI及びMIDの番号資源を管理するための単独の責任を負うこと。

b)　ITU-Rは、地域差を考慮に入れ、既に使用されているMID内で利用可能な予備の番号及び予備のMIDの利用可能性を定期的に見直すことにより、MMSI資源の状況を監視することができること。

以下を無線通信局長に指示することを決議し、

1　以下を考慮し、MMSI及びその他の海上識別番号の方式内でMID資源の区域分配及び割当てを管理すること。

－　第19条の第Ⅱ節、第Ⅴ節及び第VI節

－　MMSIの使用の地域差

－　MID資源内の予備の使用可能量

－　特にMMSIの再使用に関しては、最新版のITU-R勧告M.585に記述されている割当て、管理及び海上識別の維持

2　特に、番号資源の予想される保留量及び急速な枯渇の徴候に留意し、MMSI資源の使用及び状況に関して各世界無線通信会議に報告すること。

以下をITU-Rに要請し、

以下の目的で、MMSI及びその他の海上識別の割当てに関する勧告の見直しを継続すること。

－　MID、MMSI及びその他の海上識別の資源の管理を改善すること。

－　上記のこれらの資源の急速な枯渇の徴候がある場合には、代替資源を特定すること。

以下を事務総局長に指示する。

IMOにこの決議を通知すること。

改　決議第349（WRC-12）　海上における遭難及び安全に関する世界的な制度における誤警報を取り消すための運用手続

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　SOLAS条約は、この条約下の船舶が、GMDSSの装置を備え付けることを定めていること。

b)　非SOLAS船舶もGMDSS装置を備え付けていること。

c)　誤警報の伝送及び中継は、GMDSSにおいて重大な問題であること。

以下に留意し、

IMOは誤警報を取り消すための同様な運用手続を策定していること。

以下を決議し、

1　誤警報を避け、救助機関に生じてしまった不必要な負担を最小限にするために全ての必要な手段を執るよう主管庁に要請すること。

2　適切な訓練に特に注意して、GMDSSの適切な使用法を推奨することを主管庁に要請すること。

3　この決議の附属書にある運用手続を実行することを主管庁に要請すること。

4　主管庁がこの点に関して、何らかの重大で適切な行動を執ること。

以下を事務総局長に指示する。

この決議に対するIMOの注意を喚起すること。

決議第349の附属書（WRC-12、改）　誤警報の取消し

遭難警報が不注意に送信された場合、遭難警報の取消しのために以下の措置が執られることとする。

1　VHFデジタル選択呼出し

1)　直ちに装置を規定値に戻す。

2)　DSC装置に取消機能があれば、最新版のITU-R勧告M.493に従って警報を取り消す。

3)　16チャネルに設定する。

4)　全ての局に対し、船舶名、呼出符号及びMMSIを与えるための放送事項を送信し、誤警報を取り消す。

2　MFデジタル選択呼出し

1)　直ちに装置を規定値に戻す。

2)　DSC装置に取消機能があれば、最新版のITU-R勧告M.493に従って警報を取り消す。

3)　無線電話の送信のために2182kHzに合わせる。

4)　全ての局に対し、船舶名、呼出符号及びMMSIを与えるための放送事項を送信し、